

大分大学大学院学則（案）

平成16年4月1日制定

平成16年規則第9号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この大学院学則は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第5条第3項の規定により、大分大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 組織

（研究科）

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

- (1) 教育学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 医学系研究科
- (4) 理工学研究科
- (5) 福祉健康科学研究科

（専攻）

第5条 研究科に次の専攻を置く。

- (1) 教育学研究科
教職開発専攻
- (2) 経済学研究科
ア 経済社会政策専攻
イ 地域経営政策専攻
ウ 地域経営専攻
- (3) 医学系研究科
ア 医学専攻
イ 看護学専攻
- (4) 理工学研究科
理工学専攻
- (5) 福祉健康科学研究科
福祉健康科学専攻

（課程）

第6条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 医学系研究科は、修士課程及び4年の博士課程とする。

3 経済学研究科及び理工学研究科は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課

程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科又は専攻の目的)

第7条の2 研究科又は専攻の目的については、各研究科で定めるとともに、公表するものとする。

(入学定員及び収容定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座及び分野)

第9条 理工学研究科及び福祉健康科学研究科に、別表第2のとおりプログラム、領域及びコースを置く。

(教員組織)

第10条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)又は専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。

(研究科長)

第11条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、学則第11条から第13条までの規定を準用する。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第13条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 経済学研究科博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第14条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第14条の2 教育課程は、本学大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養できるよう適切に配置するものとする。

(授業及び研究指導)

第15条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各研究科における専攻別の授業科目及び単位は、各研究科で定める。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育方法の特例)

第16条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第17条 授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科で定める。

2 前項で定めた事項は、一年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第18条 単位の計算方法については、学則第22条の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示)

第18条の2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うものとする。

2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。この場合の履修期間は、第13条に規定する標準修業年限及び第14条に規定する在学期間に含まれるものとする。

2 前項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において第1項により取得した単位は、22単位を超えない範囲で当該課程において修得したものと認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、15単位を超えないものとし、また、第19条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあつては、第19条第3項の規定により修得した単位と合わせて22単位を超えない範囲で当該課程において修得したものと認めることができる。

4 単位の認定方法等については、各研究科で定める。

(在学期間の短縮)

第21条の2 前条第1項により本学大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前条第3項により専門職学位課程に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職学位課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で専門職学位課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、各研究科で定める。

第6章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第24条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学系研究科博士課程の入学資格）

第26条 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（専門職学位課程の入学資格）

第26条の2 専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条に定める免許状を有し、及び次の各号の一該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（入学出願手続）

第27条 入学志願者は、所定の期日までに、別に定める書類に検定料を添えて、学長に願い出

なければならない。

(入学者の選考)

第28条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第29条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(進学)

第30条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科及び理工学研究科にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者は、当該研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(再入学及び転入学)

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院への入学を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

(1) 本学大学院を退学した者(第54条の懲戒による退学者を除く。)又は除籍された者で、同一の研究科・専攻に再入学を願い出たもの

(2) 他の大学院から転入学を願い出た者

2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科委員会が決定する。

3 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 転学、留学、休学、復学、退学及び除籍等

(転専攻)

第32条 専攻の変更を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、転専攻を許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会において行うものとする。

(転学)

第33条 他の大学院に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第13条に規定する標準修業年限に含まれるものとする。

3 第19条の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(休学)

第35条 病気その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、研究科長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科長は期間を定めて休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して、修士課程、博士前期課程、医学系研究科博士課程及び専門職学位課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第14条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、研究科長の許可を得て復学することができる。

(願い出による退学)

第37条 退学しようとするときは、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、所定の手続きを経て、学長が除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第35条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しないもの
- (5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第39条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表第3のとおりとする。

第9章 課程の修了及び学位

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第40条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第41条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項ただし書きの規定を適用する。

(医学系研究科博士課程の修了要件)

第42条 医学系研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足

りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第42条の2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上を修得することとする。

(学位の授与)

第43条 本学大学院の課程を修了した者には、修士、博士又は専門職の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程又は医学系研究科博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学の大学院学生以外の者で、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第47条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学科及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第49条 大学院の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第50条 既納の検定料、入学料及び授業料を返還する場合の取扱いについては、学則第55条の規定を準用する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第51条 入学料の免除及び徴収猶予については、学則第56条の規定を準用する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第52条 授業料の免除及び徴収猶予については、学則第57条の規定を準用する。

(休学、復学及び退学等における授業料)

第53条 休学、復学及び退学等における授業料については、学則第58条から第60条までの規定を準用する。

第12章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第54条 表彰及び懲戒については、学則第62条及び第63条の規定を準用する。

第13章 雑則

(学則の準用)

第55条 この大学院学則に定めるもののほか、本学の大学院学生に関し必要な事項は、学則を準用する。

(読替え)

第56条 この大学院学則において、学則を準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた大分大学（以下「旧大分大学」という。）又は大分医科大学（以下「旧大分医科大学」という。）の大学院に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧大分大学又は旧大分医科大学の大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、旧大分大学又は旧大分医科大学を修了するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧大分大学学則又は旧大分医科大学学則及びその他の諸規則等の定めるところによる。
- 3 教育学研究科教職開発専攻の平成28年度及び平成29年度の入学者（現に大分県公立学校教員である者に限る。）が納付すべき授業料については、第52条において準用する学則第57条の規定にかかわらず、同条中「経済的理由」とあるのは「経済的理由等」とし、入学年度の授業料の額の半額を免除する。
- 4 前項に規定する授業料の額の半額を免除する者の取扱いについては、学長が別に定める。

附 則（平成17年規則第6号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則が施行する日の前日まで存続していた「生産システム工学専攻」は、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年規則第8号）

この規則は、平成17年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成１８年規則第１号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年規則第３号）

この規則は、平成１８年３月２７日から施行し、この規則による改正後の別表第３教育学研究科の教科欄の規定については平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年規則第２号）

- この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
- 平成１９年度及び平成２０年度の経済学研究科の収容定員は、第８条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	平成 1 9 年度		平成 2 0 年度	
		博士後期課程			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	地域経営専攻	3	3	3	6

附 則（平成１９年規則第６号）

この規則は、平成１９年５月１６日から施行し、この規則による改正後の大分大学大学院学則の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年規則第３号）

この規則は、平成２０年２月７日から施行し、この規則による改正後の大分大学大学院学則の規定は、平成１９年１２月２６日から適用する。

附 則（平成２０年規則第８号）

- この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
- この規則が施行する日の前日まで存続していた「病態制御医学専攻」、「生体防御医学専攻」、「分子機能制御医学専攻」及び「環境社会医学専攻」は、平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成２４年規則第３号）

- この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
- 第８条に定める医学系研究科及び工学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	平成２４年度
		修士課程
		収容定員
医学系研究科	看護学専攻	26

研 究 科	専 攻	平成２４年度	平成２５年度
		博士後期課程	
		収容定員	収容定員
工学研究科	物質生産工学専攻	17	16
	環境工学専攻	15	12

附 則（平成２４年規則第８号）
この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年規則第９号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規則第１０号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

- 附 則（平成２７年規則第２１号）
- この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
 - この規則の施行日前に設置されている教育学研究科教科教育専攻、工学研究科機械・エネルギーシステム工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、応用化学専攻、建設工学専攻、福祉環境工学専攻、物質生産工学専攻及び環境工学専攻は、平成２８年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 教育学研究科及び工学研究科における平成２８年度及び平成２９年度の収容定員は、改正後の大分大学大学院学則別表第１にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収容定員	
		平成２８年度	平成２９年度
教育学研究科	学校教育専攻	２７	
	教科教育専攻	３３	
	教職開発専攻	１０	
工学研究科	機械・エネルギーシステム工学専攻	２７	
	電気電子工学専攻	２７	
	知能情報システム工学専攻	２４	
	応用化学専攻	２１	
	建設工学専攻	１５	
	福祉環境工学専攻	２１	
	物質生産工学専攻	１０	５
	環境工学専攻	６	３
合 計		２２１	８

- この規則の施行日前に設置されている教育学研究科教科教育専攻、工学研究科機械・エネルギーシステム工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、応用化学専攻、建設工学専攻及び福祉環境工学専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学大学院学則別表第３にかかわらず、次のとおりとする。

	専 攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業，英語

		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
	教科教育専攻 (国語教育専修)	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 書道
	(社会科教育専修)	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
	(数学教育専修)	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	(理科教育専修)	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	(音楽教育専修)	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
	(美術教育専修)	幼稚園教諭専修免許状	(美術教育専修)
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
	(保健体育専修)	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
	(技術教育専修)	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	(家政教育専修)	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	(英語教育専修)	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
工 学 研 究 科	機械・エネルギーシステム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学専攻		
	知能情報システム工学専攻		工業, 情報
	応用化学専攻		工業

附 則 (平成27年規則第24号)
この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第28号)
この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第23号)
この規則は, 平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成３０年規則第７号）

この規則は、平成３０年５月２１日から施行する。

附 則（令和元年規則第７号）

- この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている教育学研究科学校教育専攻、医学系研究科医科学専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻は、令和２年３月３１日に当該専攻に在学するものが、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- この規則の施行の日の前日に教育学研究科教職開発専攻に在学している学生の、第１９条第３項に規定する他の大学院における授業科目の履修認定に係る単位数の上限、第２１条第３項に規定する入学前の既修得単位等の認定に係る単位数の上限及び第４２条の２に規定する修了要件については、改正後の大分大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 教育学研究科学校教育専攻及び教職開発専攻、医学系研究科医科学専攻並びに福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻における令和２年度の収容定員は、改正後の大分大学大学院学則別表第１の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	２１
	教職開発専攻	３０
医学系研究科	医科学専攻	１５
福祉社会科学研究科	福祉社会科学専攻	１２
福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻	２０

- この規則の施行日前に設置されている教育学研究科学校教育専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学大学院学則別表第３にかかわらず、次のとおりとする。

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
福祉社会科学研究科	福祉社会科学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉

附 則（令和２年規則第１３号）

この規則は、令和２年１０月２６日から施行する。

附 則（令和３年規則第５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年規則第７号）

この規則は、令和３年５月２５日から施行する。

附 則（令和４年規則第１３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規則第 号）

１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２ この規則が施行する日の前日まで存続していた工学研究科工学専攻は、令和６年３月３１日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表第1（第8条関係）

研 究 科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士課程・ 博士後期課程		専門職学位 課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
教育学研究科	教職開発専攻					20	40
経済学研究科	経済社会政策専攻 地域経営政策専攻 地域経営専攻	8 12	16 24	3	9		
医学系研究科	医学専攻 看護学専攻	10	20	30	120		
理工学研究科	理工学専攻	143	286	6	18		
福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻	20	40				
合 計		185	370	41	153	20	40

別表第2（第9条関係）

理工学研究科	福祉健康科学研究科
(博士前期課程) 数理・情報・データサイエンスプログラム 先進機械システムプログラム 物理・電気電子プログラム 応用化学プログラム 地域デザイン・建築学プログラム (博士後期課程) 基礎科学領域 先進技術領域 環境デザイン領域	健康医科学コース 福祉社会科学コース 臨床心理学コース

別表第3（第39条関係）

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学 研究科	教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学， 理科，音楽，美術 保健体育，保健，技術， 家庭，職業，職業指導， 英語，宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民， 数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育， 保健，看護，家庭，情報， 農業，工業，商業，水産， 福祉，商船，職業指導， 英語，宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学 研究科	経済社会政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	地域経営政策専攻		商業
理工学 研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学，理科 数学，理科，情報，工業

大分大学学位規程（案）

平成16年4月1日制定
平成16年規程第71号

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項並びに大分大学学則（平成16年規則第8号）第48条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第43条第3項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

（授与する学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうち教職修士（専門職）とする。

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。
- 4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者と同以上以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。
- 5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位論文の提出）

- 第4条 前条第2項の規定により学位論文（修士論文にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨等を添えて研究科長に提出するものとする。
- 2 前条第3項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 前条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める期日までに、学位授与申請書に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書、学位論文審査手数料等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。
- 4 学位論文審査手数料は、1件につき59,714円（消費税等を含む。）とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。
- 5 受理した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。
- 6 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7 研究科長は、学位論文の審査のため必要があると認めるときは、学位論文提出者に対して、当該学位論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

（審査の付託）

- 第5条 研究科長は、前条第1項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験を当該研究科委員会に付託するものとする。
- 2 学長は、前条第2項又は第3項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び

最終試験又は学力の確認を研究科長を経て当該研究科委員会に付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査する学位論文ごとに、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、学位論文審査委員会を設置する。

2 学位論文審査委員会の委員の選出等については、当該研究科委員会が定める。

(最終試験)

第7条 最終試験は、第4条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第8条 第4条第3項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答により行うものとする。

2 第4条第3項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、退学したときから3年以内の者に限り、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 修士課程及び博士前期課程を修了しようとする者の学位論文の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 博士課程及び第4条第3項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかに、その結果を文書により当該研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条第1項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果を文書により学長に報告しなければならない。

第13条 削除

(学位の授与等)

第14条 学長は、本学の課程を修了し、卒業を認定した者若しくは本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了し、修了を認定した者又は第12条の報告に基づき、学位の授与を決定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、学位を授与することが適当でないとされた者に対し、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第15条 学長は、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与したときは、学位簿に登録

する。

- 2 学長は、前条第1項の規定により、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

- 第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力のもとインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第18条 学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「大分大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第19条 本学における学士、修士、博士及び教職修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称等は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

- 第20条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記等の様式)

- 第21条 学位記及び学位簿の様式は、別紙様式第1号及び別紙様式第2号のとおりとする。

(雑則)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、各学部長又は各研究科長が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学した者及び在学者の属する年次に編入学等する者が、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了した者の学位記の様式は、次のとおりとする。

(卒業証書・学士の学位記)

第 号	卒業証書・学位記	大分医科大学医学部〇〇学科に入学し本学に おいて卒業するため必要な所定の課程を修めた ので卒業したことを認め学士（専攻分野名） の学位を授与する	年 月 日	大分大学医学部長 氏 名 印	大分大学学長 氏 名 印
--------	----------	---	-------	----------------	--------------

(修士の学位記)

修（ ）第 号	学 位 記	大分医科大学大学院医学系研究科〇〇専攻の 修士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（専攻分野名）の学位を授 与する	年 月 日	大分大学 印
------------	-------	---	-------	--------

(課程博士の学位記)

博 () 第 号	学 位 記	大分医科大学大学院医学系研究科〇〇専攻の 博士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので博士(専攻分野名)の学位を授与 する	年 月 日	大分大学 印	氏 名 年 月 日 生
--------------------	-------------	---	-------------	-----------	----------------------------

- 備考 1 学位記の様式は、学士、修士及び博士課程ともB3版横長縦書きとする。
- 2 修士及び博士課程の()内は、各研究科の首字を表記する。

附 則(平成19年規程第3号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第22号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則(平成24年規程第2号)
- この規程は、平成24年1月18日から施行する。
 - この規程の施行日の前日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学していたもの(以下この項において「在学者」という。)及び平成15年10月1日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学したもので、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了したものの学位記の様式は、なお従前の例による。

- 附 則(平成24年規程第51号)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - この規程の施行日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則(平成25年規程第55号)
- この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
 - この規程による改正後の学位規程第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の

例による。

- 3 この規程による改正後の学位規程第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規程第11号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第42号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第20号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第15号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第21号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和4年規程第90号）
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 - この規程の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において学位記に付記する専攻分野の名称は、改正後の大分大学学位規程別表にかかわらず、次のとおりとする。

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	理工学部	工学	創生工学科
		理工学	共創理工学科

（英語表記）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	Faculty of Science and Technology	Engineering	Department of Innovative Engineering
		Science and Technology	Department of Integrated Science and Technology

附 則（令和4年規程第99号）
この規程は、令和4年12月26日から施行する。

- 附 則（令和6年規程第 号）
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
 - この規程の施行日前に設置されている工学研究科において学位記に付記する専攻分野の名称は、改正後の大分大学学位規程別表にかかわらず、次のとおりとする。

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
修士	工学研究科	工学	
博士	工学研究科	工学	

(英語表記)

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
修士	Graduate School of Engineering	Engineering	
博士	Graduate School of Engineering	Philosophy in Engineering 注	
		Engineering 注	

注 工学研究科の博士の学位に付記する専攻分野の名称については、「Philosophy in Engineering」を主とし、希望する場合は、「Engineering」を選択することができる。

別表（第19条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	教育学部	教育	
	経済学部	経済学	
	医学部	医学	
		看護学	
		医療科学	
	理工学部	理工学	
	福祉健康科学部	福祉健康科学	
修士	経済学研究科	経済学	経済社会政策専攻及び地域経営政策専攻
		経営学	地域経営政策専攻
	医学系研究科	看護学	
	理工学研究科	理工学	
	福祉健康科学研究科	健康医科学	健康医科学コース
		福祉社会科学	福祉社会科学コース
		心理学	臨床心理学コース
博士	経済学研究科	経済学	
	医学系研究科	医学	
	理工学研究科	理工学	
教職修士(専門職)	教育学研究科		教職開発専攻

(英語表記)

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学 士	Faculty of Education	Education	
	Faculty of Economics	Economics	
	Faculty of Medicine	Medicine	
		Nursing	
		Medical Sciences	
	Faculty of Science and Technology	Science and Technology	
	Faculty of Welfare and Health Science	Welfare and Health Science	
修 士	Graduate School of Economics	Economics	Economic and Social Policy, Business Management and Regional Policy
		Business Administration	Business Management and Regional Policy
	Graduate School of Medicine	Nursing Science	
	Graduate School of Science and Technology	Science and Technology	
	Graduate School of Welfare and Health Sciences	Health and Medical Sciences	Health and Medical Sciences
		Social Service Administration	Social Service Administration
		Psychology	Clinical Psychology
博 士	Graduate School of Economics	Philosophy in Economics	
	Graduate School of Medicine	Philosophy in Medical Science	
	Graduate School of Science and Technology	Science and Technology	
教職修士(専門職)	Graduate School of Education		Advanced Studies on Professional Development of Teachers

別紙様式第1号（第21条関係）
（卒業証書・学士の学位記）

第 号 年 月 日	DIPLOMA NO. 《授与日》
卒業証書・学位記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の 課程を修めて本学を卒業したことを認め る	THE DEGREE OF BACHELOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE BACHELOR' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《学部名》
大分大学〇〇学部長 氏名 印 大分大学長 氏名 印	
学士（専攻分野名）の学位を授与する	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan
大 分 大 学 印	

（修士の学位記）

修（ ）第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士 課程（博士前期課程）において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので修士（専攻分野名）の学 位を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(課程博士の学位記)

甲博 () 第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程（博士後期課程）において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（専攻分野名）の学位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE DOCTORAL PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(論文博士の学位記)

乙博 () 第 号	DOCTORATE NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（専攻分野名）の学位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 IN RECOGNITION OF THE ACCEPTANCE OF A DOCTORAL DISSERTATION SUBMITTED TO THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(教職修士(専門職)の学位記)

修(専)第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学大学院教育学研究科教職開発専攻の 専門職学位課程において所定の単位を修得 し修了したので教職修士(専門職)の学位 を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF EDUCATION (PROFESSIONAL) FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF EDUCATION
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》
	《学長名》
	President
	Oita University
	Japan

備考

- 1 学位記の様式は、学士、修士、博士課程及び教職修士(専門職)ともA3判横長横書きとする。
- 2 卒業証書・学士の学位記のうち医学部医学科の学位名(英文)は、THE DEGREE OF DOCTOR OF MEDICINE と表記する。
- 3 修士及び博士課程の()内は、各研究科の首字を表記する。
- 4 《》は、当該英数字を表記する。

大分大学大学院理工学研究科規程（案）

令和 年 月 日制定
令和 年理工学研究科規程第 号

（趣旨）

第1条 大分大学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）及び大分大学学位規程（平成16年規則第71号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（研究科の目的）

第2条 理工学研究科は、質の高い特色ある教育と研究を通じて、世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

（専攻及びプログラム、領域）

第3条 研究科の各専攻に、次の表に掲げるプログラム及び領域を置く。

課 程	専 攻	プログラム及び領域
博士前期課程	理工学専攻	情報・数理・データサイエンスプログラム 先進機械システムプログラム 物理・電気電子プログラム 応用化学プログラム 地域デザイン・建築学プログラム
博士後期課程	理工学専攻	基礎科学領域 先進技術領域 環境デザイン領域

（入学者及び進学者の選考）

第4条 入学者及び博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する者の選考方法は、別に定める。

（指導教員）

第5条 学生の履修、研究及び学位論文の指導のため、指導教員を置く。

- 2 博士前期課程の指導教員は、研究科担当の教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、研究科担当の講師をもって充てることができる。
- 3 博士後期課程の指導教員は、学生1人について主指導教員1人及び副指導教員2人以上とし、研究科における研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する者のうちから、研究科委員会の議を経て研究科長が指名する。
- 4 前項の主指導教員は、研究科教員のうち、研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授をもって充てる。

（授業科目及び単位数）

第6条 研究科の各専攻における授業科目、授業時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

（履修方法）

第7条 学生は、別表第1に規定する授業科目について、別表第2のとおり、博士前期課程にあつてはプログラムごとに規定の単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

（教育方法の特例）

第8条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上必要と認めた場合に限り、

夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(履修科目の届出)

第9条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指定した期日までに研究科長に届け出なければならない。

(試験)

第10条 試験は、毎学期末において授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合には、学期の途中において行うことができる。

(授業及び履修方法の明示)

第11条 授業科目、研究指導の内容、履修方法、1年間に受講する授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 前項の研究指導の内容及び研究指導の計画に係る明示の方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 学業の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たり、学生に対してその評価及び認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づき、評価及び認定を適切に行うものとする。

2 学修の成績評価基準等については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。

(単位の認定)

第13条 単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業担当教員が行う。

2 大学院学則第19条及び第21条の規定により修得した単位を、大分大学大学院において修得したものとみなす場合の単位の認定は、研究科委員会が行なう。

(学位論文の提出)

第14条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第15条 学位論文の審査は、第7条に定める単位を修得し又は修得見込みの者で、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後に行う。

3 学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 退学した者(大学院学則第54条の懲戒の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則 (令和 年工学研究科規程第 号)

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第6条，第7条関係）

授業科目の色分けについて，下記のとおりとする。

【中専免（数学），高専免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが，免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない，数学に関連する科目：黄色

【中専免（理科），高専免（理科）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色
- ・学則・履修規程上定められているが，免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない，理科に関連する科目：ピンク

【高専免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：緑色
- ・学則・履修規程上定められているが，免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない，情報に関連する科目：黄緑色

【高専免（工業）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが，免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない，工業に関連する科目：水色

博士前期課程

全研究科共通科目

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
学際連携特別講義	2		2			

理工学連携・基礎科目

授 業 科 目	単位数		週授業時間数				専修免許 種別
	必修	選択	1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	
先端理工学特別講義	2		2				
情報リテラシー特論	1		2				
生物工学特論第一		2	2				理科（中），（高）
生物工学特論第二		2		2			理科（中），（高）
画像解析特論		2	2（注）		2（注）		理科（中），（高）
微粒子科学特論		2	2				理科（中），（高）
非線形科学特論		2					理科（中），（高）
天文学特論		2					理科（中），（高）
研究者倫理特論	1			2			
数学要論		2		2			数学（中），（高）
環境材料科学特論		2		2			理科（高）
液晶デバイス特論		2		2（注）		2（注）	理科（中），（高）

注 隔年開講

グローバル分野・学外特別実習科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
英語表現法特論第一		2	2			
英語表現法特論第二		2		2		
学外特別実習 A		2	2			
学外特別実習 B		2	2			
アントレプレナーシップ特論第一		1	2			
アントレプレナーシップ特論第二		1		2		
アントレプレナーシップ特論第三		2	2			
アントレプレナーシップ特論第四		1	2			
学外特別研究		2				
ベンチャービジネス特論		2		2		

理工学専門科目（情報・数理・データサイエンスプログラム（高度実践系）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	
専門領域科目群	知能システム特論第一		2	2				情報（高）
	知能システム特論第二		2		2			情報（高）
	知能システム特論第三		2	2				情報（高）
	知能システム特論第四		2		2			情報（高）
	知能システム特論第五		2	2				情報（高）
	計算機科学特論第一		2	2（注）		2（注）		情報（高）
	計算機科学特論第二		2		2			情報（高）
	計算機科学特論第三		2	2				情報（高）
	計算機科学特論第四		2		2			情報（高）
	ネットワーク特論第一		2	2				情報（高）
	ネットワーク特論第二		2	2（注）		2（注）		情報（高）
	情報システム特別実習第一 A		1					
	情報システム特別実習第一 B		2					
	情報システム特別実習第二 A		1					
	情報システム特別実習第二 B		2					
	システム工学演習第一		2			2		情報（高）
	システム工学演習第二		2				2	情報（高）
Enhanced PBL 科目群	実践情報工学特論第一		2	2				情報（高）
	実践情報工学特論第二		2		2			情報（高）
	実践数理科学特論第一		2	2				
	実践数理科学特論第二		2		2			
高度実践系科目群	データサイエンス特論第一		2	2				
	データサイエンス特論第二		2		2			
	I o T ソリューション特論第一		2	2				
	I o T ソリューション特論第二		2		2			
	セキュリティ特論第一		2	2				
	セキュリティ特論第二		2		2			
	データサイエンス実践演習第一		2		2			
	データサイエンス実践演習第二		2			2		
	I o T ソリューション実践演習第一		2		2			

	I o Tソリューション実践演習 第二		2			2		
	セキュリティ実践演習第一		2		2			
	セキュリティ実践演習第二		2			2		

注 隔年開講

研究展開科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特定課題研究 1	2					
特定課題研究 2	2					

理工学専門科目（情報・数理・データサイエンスプログラム（情報系・数理系）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	
専門領域科目群	知能システム特論第一		2	2				情報（高）
	知能システム特論第二		2		2			情報（高）
	知能システム特論第三		2	2				情報（高）
	知能システム特論第四		2		2			情報（高）
	知能システム特論第五		2	2				情報（高）
	計算機科学特論第一		2	2				情報（高）
	計算機科学特論第二		2		2			情報（高）
	計算機科学特論第三		2	2				情報（高）
	計算機科学特論第四		2		2			情報（高）
	ネットワーク特論第一		2	2				情報（高）
	ネットワーク特論第二		2	2				情報（高）
	情報システム特別実習第一A		1					
	情報システム特別実習第一B		2					
	情報システム特別実習第二A		1					
	情報システム特別実習第二B		2					
	システム工学演習第一		2			2		情報（高）
	システム工学演習第二		2				2	情報（高）
	代数学特論第一		2	2				数学（中），（高）
	代数学特論第二		2		2			数学（中），（高）
	幾何学特論第一		2	2				数学（中），（高）
	幾何学特論第二		2		2			数学（中），（高）
	解析学特論第一		2	2				数学（中），（高）
	解析学特論第二		2		2			数学（中），（高）
	応用解析学特論第一		2	2				数学（中），（高）
	応用解析学特論第二		2		2			数学（中），（高）
	関数解析学特論第一		2	2				数学（中），（高）
	関数解析学特論第二		2		2			数学（中），（高）
	発展方程式特論第一		2	2				数学（中），（高）
	発展方程式特論第二		2		2			数学（中），（高）
	実践情報工学特論第一		2	2				情報（高）

Enhanced PBL 科目 群	実践情報工学特論第二		<u>2</u>		2			情報（高）
	実践数理科学特論第一		<u>2</u>	2				数学（中），（高）
	実践数理科学特論第二		<u>2</u>		2			数学（中），（高）

研究展開科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特別研究 1	3					
特別研究 2	3					

理工学専門科目（先進機械システムプログラム）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1 年 前期	1 年 後期	2 年 前期	2 年 後期	
専門領域科目群	電磁気計測工学特論		2	2				工業（高）
	機器設計工学特論		2		2			工業（高）
	福祉メカトロニクス特論		2		2			工業（高）
	設計加工学特論		2		2			工業（高）
	機械設計学特論		2		2			工業（高）
	生体運動解析法特論		2	2				工業（高）
	数理神経科学特論		2	2				工業（高）
	身体運動工学特論		2		2			工業（高）
	人間情報工学特論		2		2			工業（高）
	弾性力学特論		2	2				工業（高）
	材料強度学特論		2		2			工業（高）
	熱工学特論第一		2	2				工業（高）
	熱工学特論第二		2		2			工業（高）
	熱エネルギー解析工学特論		2	2				工業（高）
	伝熱学特論		2		2			工業（高）
	流体工学特論		2	2				工業（高）
	振動工学特論		2	2				工業（高）
	機械力学特論第一		2	2				工業（高）
	機械力学特論第二		2		2			工業（高）
	機械制御工学特論		2					工業（高）
Enhanced PBL 科目群	人間工学実践演習		2	2				工業（高）
	磁界解析実践演習		2	2				工業（高）
	生体支援工学実践演習		2		2			工業（高）
	熱流体工学実践演習		2		2			工業（高）
	計算流体力学実践演習		2		2			工業（高）
	流体力学実践演習		2		2			工業（高）
	破壊力学実践演習		2		2			工業（高）

研究展開科目群

授業科目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特別研究 1	3					
特別研究 2	3					

理工学専門科目（物理・電気電子プログラム）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	
専門領域科目群	フोटニクス特論		2	2				工業（高）
	半導体工学特論		2		2			工業（高）
	ナノエレクトロニクス特論		2		2			工業（高）
	電気エネルギー変換工学特論		2	2				工業（高）
	電磁気学特論		2	2				工業（高）
	電力工学特論		2		2			工業（高）
	システム制御特論第一		2	2				工業（高）
	システム制御特論第二		2		2			工業（高）
	電磁波工学特論		2	2				工業（高）
	通信工学特論		2		2			工業（高）
	応用電子工学特論		2				2	工業（高）
Enhanced PBL 科目群	システム L S I 設計実践演習		2	2				工業（高）
	電気電子工学実践演習第一		2		2			
	電気電子工学実践演習第二		2			2		

研究展開科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特別研究 1	3					
特別研究 2	3					

理工学専門科目（応用化学プログラム）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	
専門領域科目群	キラル化学特論		2	2				理科（中），（高）
	触媒科学特論		2	2				理科（高）
	分子物理化学特論		2		2			理科（高）
	ソフトマテリアル工学特論		2		2			理科（高）
	機器分析科学特論		2	2				理科（高）
	物理有機化学特論		2	2				理科（中），（高）
	有機構造活性関連特論		2		2			理科（中），（高）
	有機材料化学特論		2		2			理科（高）
	分離工学特論		2	2				
	物質エネルギー化学論		2	2				理科（高）
	環境化学特論		2		2			理科（高）
	応用化学特別研究 1	1		2				理科（高）
	応用化学特別研究 2	1			2			理科（高）
	応用化学特別研究 3	1				2		理科（高）
	応用化学特別研究 4	1					2	理科（高）
Enhanced PBL 科目群	実践生物有機化学特論		2	2				理科（高）
	実践高分子化学特論		2	2				理科（高）
	実践分析化学特論		2		2			理科（高）

研究展開科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特別研究 1	3					
特別研究 2	3					

理工学専門科目（地域デザイン・建築学プログラム）

専門領域科目群

科目群	授業科目	単位数		週授業時間数				専修免許種別
		必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	
専門領域科目群	減災デザイン特論		2	2				
	有機化学特論第一		2	2				理科（中），（高）
	有機化学特論第二		2		2			理科（中），（高）
	進化生物学特論		2	2				理科（中），（高）
	環境生物学特論		2	2（注）		2（注）		理科（中），（高）
	大気海洋環境特論		2	2				理科（中），（高）
	都市・地域計画特論		2		2			
	生物多様性学特論		2	2（注）		2（注）		理科（中），（高）
	建築環境工学特論第一		2	2				工業（高）
	建築環境工学特論第二		2		2			工業（高）
	建築設備計画特論第一		2	2				工業（高）
	建築設備計画特論第二		2		2			工業（高）
	建築・都市デザイン特論		2	2				工業（高）
	建築・都市設計演習第一		2	2				工業（高）
	建築・都市設計演習第二		2		2			工業（高）
	建築・都市設計演習第三		2			2		工業（高）
	建築・都市設計演習第四		2				2	工業（高）
	建築構造設計特論		2	2				工業（高）
	建築鉄骨構造学特論		2	2				工業（高）
	建築材料工学特論		2	2				工業（高）
	建築俯瞰特論		2	2				工業（高）
	建築・都市マネジメント特論		2		2			工業（高）
	建築構造特論		2		2			工業（高）
	建築木質構造特論		2		2			工業（高）
	建築耐久設計特論		2		2			工業（高）
Enhanced PBL 科目群	建築環境実践演習第一		2	2				工業（高）
	建築環境実践演習第二		2		2			工業（高）
	建築計画実践演習第一		2	2				工業（高）
	建築計画実践演習第二		2		2			工業（高）
	建築構造実践演習第一		2	2				工業（高）

	建築構造実践演習第二		<u>2</u>		2			工業（高）
	建築材料実践演習第一		<u>2</u>	2				工業（高）
	建築材料実践演習第二		<u>2</u>		2			工業（高）
	実践減災デザイン特論		2		2			
	実践環境生物学特論		<u>2</u>		2			理科（中），（高）
	実践環境科学特論		<u>2</u>		2			理科（中），（高）

注 隔年開講

研究展開科目群

授 業 科 目	単位数		週授業時間数			
	必修	選択	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期
特別研究 1	3					
特別研究 2	3					

別表第2（第7条関係）

博士前期課程

修了に必要な最低修得単位数

情報・数理・データサイエンスプログラム（高度実践系）

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	8 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	10 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群		
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群	10 単位	
研究展開科目群		4 単位	
計		38 単位	

注 高度実践系科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）を修得すること。

情報・数理・データサイエンスプログラム（情報系）

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	8 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	6 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		30 単位	

注 Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）6 単位以上を修得すること。

情報・数理・データサイエンスプログラム（数理系）

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	10 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	4 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		30 単位	

注 Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）4 単位以上を修すること。

先進機械システムプログラム

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	1 2 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	2 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		3 0 単位	

注 Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）2 単位以上を修得すること。

物理・電気電子プログラム

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	1 0 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	4 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		3 0 単位	

注 Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）4 単位以上を修得すること。

応用化学プログラム

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	8 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	6 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		3 0 単位	

注 必修 4 単位のほか、Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）2 単位を修得すること。

地域デザイン・建築学プログラム

科目区分		単位数	備考
全研究科共通科目		2 単位	
理工学連携・基礎科目群		4 単位	10 単位
理工学 専門科目	専門領域科目群	4 単位（注）	
	Enhanced PBL 科目群	4 単位	
	グローバル分野・学外特別実習科目群		
	高度実践系科目群		
研究展開科目群		6 単位	
計		30 単位	

注 Enhanced PBL 科目群で選択した科目に関連する科目（別途指示する）4 単位以上を修得すること。